

## Q1 契約者になれる人は？

満20歳以上の生協の組合員、または、組合員と同一世帯の方です。

- ※婚姻歴があれば、20歳未満でも契約者になります。
- ※「同一世帯の方」は必ずしも親族である必要はありません。



## Q2 被共済者になれる人は？

契約者本人、配偶者、または契約者・配偶者と生計を共にする2親等以内の親族(右図)の方です。

- ※配偶者は内縁関係にある方も含みます。  
(双方に他の人と婚姻関係がない場合のみ)
- ※以下のいずれかを満たす場合、「生計を共にする」と判断します。
  - ア.同居している場合
  - イ.別居している場合で、扶養関係にある場合
  - ウ.二世帯住宅に居住しており、家計の一部でも共通となっている場合
  - エ.同一敷地内の別の建物に居住しており、家計の一部でも共通となっている場合

